

薬生食監発 0326 第1号
平成 30 年 3 月 26 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公印省略)

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

標記について、別添のとおり農林水産省より都道府県農政部局宛て周知したとの情報提供がありましたのでお知らせします。

つきましては、食鳥処理場への鶏の計画的な出荷が行われず、鶏の保管時の滞留が発生することにより、積み上げられた生体輸送容器上段の鶏の排泄物が下段の鶏を著しく汚染させるなどの保管時の問題が確認された場合は、食鳥処理業者に対して、当該通知に基づく養鶏業者との調整状況を確認する等、特段の御配慮をお願いします。

29生畜第1114号
平成30年3月26日

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

農林水産省生産局畜産部
畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

このことについて、都道府県に対し養鶏業者等関係者への周知を別添のとおり依頼することとしました。

については、貴職におかれても、都道府県等の関係部署等に対し周知いただくよう、よろしくお願いします。

写

29生畜第1114号
平成30年3月26日

北海道農政事務所長
地方農政局生産部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) 生産局畜産部
畜産振興課長
食肉鶏卵課長

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

採卵鶏の更新については、例年、不需要期である夏場や年明けにこれを行なう養鶏業者が多く見られることに加え、最近は、鶏飼養羽数が増加傾向で推移していることから、今後、鶏の食鳥処理場への出荷が従来よりも多くなると見込まれる。

このため、仮に、鶏の食鳥処理場への出荷が過度に集中し、食鳥処理業者等において、輸送の過密化や食鳥処理場での保管の長時間化を余儀なくされた場合には、関係法令等に定める保管基準等の適切な遵守に支障を來すことが懸念される。

については、貴管内の都道府県に対し、特に鶏の食鳥処理場への出荷に当たっては、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令等に留意しつつ、計画的に出荷すべき旨、養鶏業者等関係者に対して周知するよう依頼されたい。

[参考]

- ・ 産業動物の飼養及び保管に関する基準（昭和62年10月9日総理府告示第22号）
 第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持
 5 管理者及び飼養者は、その扱う動物種に応じて、飼養又は保管する産業動物の快適性に配慮した飼養及び保管に努めること。
 第4 導入・輸送に当たっての配慮
 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年6月29日厚生省令第40号）
 別表第3
 二 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の衛生的取扱い
 イ 生体の受入れ
 (1) 食鳥処理をしようとする食鳥の集荷に当たっては、異常なもののが排除に努めるとともに、生体の健康の保持に留意して輸送すること。